各課からのメッセージ:1月から個人型確定拠出年金(愛称「iDeCo」)の加入者範囲が拡大されました。

保険年金課 渋谷 亮

個人型確定拠出年金は、公的年金(厚生年金や国民年金等)や確定給付企業年金とは違い、自分の持分(年金資産)が明確で、自己の責任において運用商品を選び運用する制度で、公的年金の上乗せとなる制度です。

平成 29 年 1 月からは、今までこの制度に加入できなかった専業主婦や公務員を含めて、基本的に 60 歳未満の方全てが加入できる制度となり、愛称も「i De Co」として新たにスタートしました。

## 私がつくる 私の未来

# iDeCo

"個人型確定拠出年金"の愛称決定

英語表記の individual-type Defined Contribution pension planから 親しみやすい響きの「イデコ」としました。「i」には「私」という意味も込めています。

2017年1月からiDeCoは専業主婦、公務員の方を含め、 基本的に60歳未満のすべての方がご利用できるようになります



#### ◎iDeCoの4つのポイント

#### 〇ポイント1 年金掛金の運用方法は、自らが決定

自分の持ち分(年金資産)の運用方法は加入者自らが選択できます。具体的には、国民年金基金連合会の委託を受けた金融機関等(運営管理機関)が用意した複数の運用商品から選定することになります。

 $i \ D \ e \ C \ o$  への加入手続きも基本的にはこれらの金融機関等を通して行うこととなります(個々の運営管理機関は、国民年金基金連合会のホームページから確認できます。)。

加入手続き、運用商品の選定に当たっては、運営管理機関で、以下の事項について確認しておくことが重要です。

- ・確定拠出年金制度、資産運用の基礎的な情報
- ・運営管理機関の業務内容(運用商品情報の入手方法、運用指図方法、再委託先、手数料体系など)
- ・運用商品の利益損失実績(見込み)やセーフティーネットの有無
- ・掛金の納付ルール

#### 〇ポイント2 年金の受給年齢・形態は自ら決定

給付の種類は、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の3種類です。老齢給付金は原則60歳(70歳までに受給の請求をしなければならない。)から受給可能で、年金資産の1/20以上~1/2以下の範囲で、5年~20年の有期年金として受給できます。また、運営管理機関が定める場合は、5年後に一時金として受け取ることも可能です。

障害給付金は、70歳までに一定の障害状態になった場合に受給できます。 死亡一時金は、加入者が死亡したとき、遺族が一時金として受給できます。

#### ○ポイント3 年金資産を持ち運べます

退職・転職の際は、確定拠出年金間で年金資産を持ち運ぶことができます。

たとえば、i De Coの加入者が企業型年金(企業型確定拠出年金)のある企業へ転職した場合は、その年金資産を転職先の企業型年金に引き継ぐことができます。

#### 〇ポイント4 手厚い税制上の優遇措置

- ・掛金が全額所得控除されます
- ・運用益も非課税で再投資されます
- ・受け取るときも税制優遇措置があります

### ◎ リスクがあることも忘れずに

○運用リスクは本人が負担することとなります

運用による資産の減少リスクの他、例えば、運用機関が倒産した場合、金融に関する各業法に基づく一定金額までの保証となります。国民年金基金連合会が保証を行うことはありません。

○事務費などの手数料は加入者が負担します

連合会の事務費手数料の他、運営管理機関や事務委託先金融機関が徴収する手数料をそれぞれが定めるところにより加入者が負担します。

- ○年金額は各自の運用実績に基づいて決まるので、事前に確定しているわけではありません。
- ○原則、掛金を途中で引き出すことはできません。また、解約返戻金のような制度はありません。

i De Coは、公的年金への上乗せとしての一つの選択肢です。老後の所得保障の一層の充実を図るため、皆さま、検討してはいかがでしょうか。

#### ※ この記事をお読みいただいた事業主様へ

加入を希望する従業員がいる場合は、加入希望者に係る証明書の作成や掛金の納付について事業主様にご協力いただく場合がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。